



Monthly Report vol.44

September 2012

退職給付会計の見直しに関する実務上の留意事項(その1)

2012年5月17日に企業会計基準委員会より企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、基準という)及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針という)が公表され、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用^(注1)(以下、未認識項目という)の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法が見直されることとなりました。当該基準及び適用指針は、項目により適用時期が異なっており、未認識項目の処理方法の見直しに関しては、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末からの適用、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しに関しては、実務上の準備期間を考慮して2014年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされています。このように、当該基準及び適用指針の適用自体はまだ先ですが、適用後、企業の財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があり、また、実務上、相当の準備期間を要すると考えられることから、早い段階で当該基準及び適用指針の内容を理解し、準備しておく必要があります。

そこで、本稿から2回にわたり、基準及び適用指針の内容及び準備に当たっての実務上の留意事項を解説するとともに、これらに付随する従来からの退職給付会計に関する実務上の論点についても合わせて解説します。第1回目は、基準及び適用指針の公表の経緯と未認識項目の処理方法の見直しについてです。なお、本文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを、あらかじめ申し添えます。

(注1)「過去勤務債務」の名称が「過去勤務費用」に改められているが、年金財政計算上の「過去勤務債務」と異なることを明確にするものであり、内容の変更を意図したものではない。

1. 基準及び適用指針の公表の経緯—なぜ見直されたか

企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会との間で2007年8月に公表に至った「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意)に基づき、退職給付について国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、中長期的に取り組むこととしていました。

2009年1月には、今後の取組の中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、これに寄せられたコメントを分析、検討を重ねた結果、退職

給付に関する会計基準の見直しを2つのステップに分け、ステップ1においては、以下を取り扱うこととし、2010年3月に当該ステップ1の内容を踏まえた退職給付会計基準の公開草案が公表されました。

- ・ 未認識項目の処理方法の見直し
- ・ 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
- ・ 開示の拡充

公開草案に対して寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改正には関連諸制度との調整が必要となること等を踏まえて、個別財務諸表への適用は慎重に検討すべきという意見がありました。こうした中で、公益財団法人財務会計基準機構内において、2010年9月に設置された「単体財務諸表に関する検討会議」において、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いが議論されています。その後、これを踏まえて公開草案の内容が一部修正され、個別財務諸表上の当面の取扱いを取り入れた上で、当該基準及び適用指針の公表に至っています。

なお、当該基準及び適用指針の適用により、従来、複数に分かれていた退職給付に関する会計基準等（以下、改正前会計基準等という）は整理統合されることとなります。

ちなみに、退職給付に関する会計基準の見直しのステップ2においては、未認識項目の遅延認識廃止に伴う損益計算書上の取扱いなどを取り扱うこととされており、今後の動向には注意が必要です。

2. 未認識項目の処理方法の見直し

(1) 概要－貸借対照表上、即時認識へ

- ・ 退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を負債として計上。
- ・ 未認識項目については、税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上（貸借対照表上、即時認識）。
- ・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法に変更はない（損益計算書上、遅延認識は継続）。

改正前会計基準等においては、数理計算上の差異（年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう）及び過去勤務費用（退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分であり、退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額をいう）については、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理し、未認識項目（数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち費用処理されていない部分をいう）については、貸借対照表に計上せず、退職給付債務に未認識項目を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上（年金資産の額が大きい場合には、資産として計上）することとされていました。

しかし、純粋な積立状況を示す額ではなく、未認識項目を除いた積立状況を示す額を貸借対照表に計上する場合、未認識項目の額いかにによって積立超過のときに負債（退職給付引当金）が計上されたり、積立不足のときに資産（前払年金費用）が計上されたりすることがあり得るなど、退職給付制度に係る状況について財務諸表利用者の理解を妨げているのではないかという指摘がありました。

そこで、国際的な会計基準も参考にしつつ検討が行われ、積立状況を示すものではない未認識項目については、税効果を調整の上、純資産の部(その他の包括利益累計額)に計上することとし、積立状況を示す額をそのまま負債として計上することとされました。

なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については変更されておらず、従来どおり平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に費用処理されます。損益計算書上は、遅延認識が残されたことになります。未認識項目については、連結包括利益計算書(又は連結損益及び包括利益計算書)上、税効果を調整の上、その他の包括利益に含めて計上し、また純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行うこととされています。

このように、貸借対照表上、未認識項目が認識されることとなるため、特に数理計算上の差異について発生年度の翌年度から費用処理する方法を採用している場合、従来であれば、少なくとも有価証券報告書の開示段階までに、期末の退職給付債務及び年金資産の時価の情報を収集できれば問題はありませんでした。今後は会計数値に直接影響を与えることとなるため、情報収集のタイミングには十分留意する必要があります。

(2) 個別財務諸表における当面の取扱いー個別財務諸表には適用されない

ここで、実務上留意すべき点として、こうした未認識項目の処理方法に関しては、連結財務諸表にのみ適用され、個別財務諸表には適用されず、個別財務諸表上は、従来の処理方法を継続する点にあります。

これは、年金法制による影響の程度や会社法上の分配可能額に及ぼす影響の程度など、市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、今後議論を継続することとし、現時点における対応として、当面の間は個別財務諸表には適用しないとしたものであり、こうした経緯等も踏まえた結果、任意の適用の取扱いも採用されませんでした。

個別財務諸表における当面の取扱いがあるために、連結財務諸表を作成する際には、多数の連結子会社を有するなどの場合、退職給付会計にかかる連結決算手続を効率的に運用できるように事前準備が必要となります。

(3) 具体的な会計処理ー仕訳とB/S・P/Lのイメージ

個別財務諸表には当面の間、適用されず、連結財務諸表においてのみ適用されることから、連結財務諸表作成上、連結修正仕訳が必要となります。そこで、下記の簡単な設例により、当該基準及び適用指針の適用初年度及び適用初年度の翌事業年度の連結修正仕訳について解説します。

【前提条件】

- ・ 2014年3月末における退職給付債務500
- ・ 2014年3月末における年金資産の予測値400、時価300
- ・ 2014年3月末における数理計算上の差異 $400 - 300 = 100$
- ・ 数理計算上の差異については、発生の上年度から2年の定額法で償却。
- ・ 税効果については考慮していない。
- ・ 簡単のため適用初年度の翌事業年度の勤務費用、利息費用、期待運用収益は発生していないものとする(数理計算上の差異の費用処理のみが発生しているものとする)。

個別財務諸表

個別財務諸表上のあるべき仕訳
(数理計算上の差異に係る部分)

2014年3月末 退職給付引当金	
年金資産 300	退職給付債務 500
未認識数理計 算上の差異 100	
退職給付 引当金 100	

適用初年度(2014年3月期)

仕訳なし

適用初年度の翌事業年度(2015年3月期)

退職給付 費用 50	退職給付 引当金 50
------------------	-------------------

貸借対照表

退職給付 引当金 100
利益剰余金 0

貸借対照表

退職給付 引当金 150
利益剰余金 △50

損益計算書

--

損益計算書

退職給付費用 50

連結財務諸表

連結財務諸表上のあるべき仕訳
(数理計算上の差異に係る部分)

その他の 包括利益 100	退職給付 に係る負債 100
---------------------	----------------------

退職給付 費用 50	その他の 包括利益 50
------------------	--------------------

連結修正仕訳

退職給付 引当金 100	退職給付 に係る負債 200
その他の 包括利益 累計額 100	

退職給付 引当金 150	退職給付 に係る負債 200
その他の 包括利益 累計額 (期首) 100	その他の 包括利益 50

2014年3月末
退職給付に係る負債

年金資産 300	退職給付債務 500
退職給付に係 る負債 200	

連結貸借対照表

退職給付に係る 負債 200
利益剰余金 0
その他の包括利益 累計額 △100

連結貸借対照表

退職給付に係る 負債 200
利益剰余金 △50
その他の包括利益 累計額 △50

連結損益計算書及び包括利益計算書

--

連結損益計算書及び包括利益計算書

退職給付費用 50	その他の包括利益 50
--------------	----------------

適用初年度(2014年3月期)の連結修正仕訳

- ・退職給付引当金

連結貸借対照表上は、「退職給付引当金」ではなく、「退職給付に係る負債」と表示するため、個別財務諸表上、計上されている退職給付引当金100を消します。

- ・退職給付に係る負債

連結財務諸表上は、退職給付債務500－年金資産300＝200を負債計上することとなるため、退職給付に係る負債200を計上します。

- ・その他の包括利益累計額

未認識項目については、連結包括利益計算書(又は連結損益及び包括利益計算書)上、その他の包括利益(「退職給付に係る調整額」)で認識し、連結貸借対照表上、純資産の部のその他の包括利益累計額(「退職給付に係る調整累計額」)に計上します。したがって、数理計算上の差異100(年金資産の時価400－予測値300)を計上します。

ただし、適用初年度にあつては、その他の包括利益を通じることなく、その他の包括利益累計額に直接計上することとされている点には留意が必要です。

適用初年度の翌事業年度(2015年3月期)の連結修正仕訳

- ・退職給付引当金

連結貸借対照表上は、「退職給付引当金」ではなく、「退職給付に係る負債」と表示するため、個別財務諸表上、計上されている退職給付引当金150を消します。

- ・退職給付に係る負債

連結財務諸表上は、退職給付債務500－年金資産300＝200を負債計上することとなるため、退職給付に係る負債200を計上します。

- ・その他の包括利益累計額(期首)

前期末において認識した未認識項目100(期首の退職給付に係る負債200－期首の退職給付引当金100)を計上します。

- ・その他の包括利益

連結貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、当期に費用処理された部分については、すでにその他の包括利益として認識されているため、連結包括利益計算書(又は連結損益及び包括利益計算書)上、その他の包括利益の調整(組替調整)を行います。したがって、数理計算上の差異の費用処理に係る連結財務諸表上のあるべき仕訳は、当期の費用処理額50(前期計上の未認識数理計算上の差異100÷償却年数2年)を、その他の包括利益から退職給付費用に振り替えることになるため、その他の包括利益50を計上します。

また、上記はフローベースの考え方ですが、ストックベースで考えるならば、期末の退職給付に係る負債200－期末の退職給付引当金150＝50、期首の退職給付に係る負債200－期首の退職給付引当金100＝100より、当期の増減分50をその他の包括利益として計上することとなります。

(4) 未認識項目に係る税効果—その他の包括利益に計上

上記の設例においては、簡単のため税効果は考慮していませんが、実際には、未認識項目を負債計上するため、この部分が将来減算一時差異となり、回収可能性に問題がない場合には税効果を計上する必要があります。

上記の設例でみると、実効税率を40%とした場合、適用初年度においては、未認識数理計算上の差異 $100 \times 40\% = 40$ を繰延税金資産として計上し、貸方は、その他の包括利益累計額に直接計上します。なお、適用初年度以降は、その他の包括利益を通すこととなる点には留意が必要です。

(5) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法に関する実務上の留意事項

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法については従来から変更はありませんが、実務上、留意する点が多いため、ここに改めて実務上の留意事項を解説します。

① 費用処理方法について—原則は定額法、定率法は容認

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する方法(以下、定額法)により費用処理しますが、未認識数理計算上の際の残高の一定割合を費用処理する方法(以下、定率法)によることもできます。定額法と定率法とは選択適用できますが、いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならないとされています。

当該費用処理方法について、連結会社間で統一する必要があるかどうかについては、当該費用処理方法の選択は、会計方針の選択適用にあたるため、本来は連結会社間で統一すべきとされているものの、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一する必要はないものとされています。本来は統一すべきである点からして、連結会社間で統一されていない場合には、統一されていない理由について財務諸表に与える影響等から合理的に説明できるようにしておく必要があります。

② 費用処理の開始時期について—過去勤務費用については規程改訂日

数理計算上の差異も過去勤務費用も発生年度から費用処理することを原則としていますが、数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いることができます。

また、退職金規程等の改訂が行われ、退職給付債務の増額となる過去勤務費用が発生した場合には、過去勤務費用は改訂日(労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日)現在で認識・測定され、改訂日が事業年度の途中であるときには、上記の会社が採用する費用処理方法に従って改訂日から期末までの月数等に応じた額を当期の費用処理することが合理的な方法と考えられています。退職金規程等の改訂が当期に行われ、その施行日が翌期である場合でも、退職給付債務の増額となる過去勤務費用の発生は、従業員の勤務意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することを踏まえると、あくまで改訂日に認識・測定することとなります。このように、特に過去勤務費用の認識・測定のタイミングに関しては、留意が必要です。

③ 費用処理年数についてー平均残存勤務期間以内の一定の年数

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理は、発生時に一括費用処理しない場合には、平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたり行いますが、複数の退職給付制度を有する場合には、それぞれの制度の加入従業員の構成により平均残存勤務期間が異なることもあるため、数理計算上の差異又は過去勤務費用の費用処理年数は制度ごとに個別に決定することができるものと考えられています。

当該費用処理年数について、連結会社間で統一する必要があるかどうかについては、平均残存勤務期間は連結会社間において異なることが通常であるため、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を連結会社間で統一する必要はないものと考えられています。

なお、退職金規程等の改訂による過去勤務費用については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましいとされています。数理計算上の差異については、発生年度別に年数を変えることは認められません。

④ 費用処理年数の変更についてー厳格な対応が必要

以上のように、数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理年数の決定方法としては、次の3つの方法が考えられます。

(ア) 発生年度に全額を費用処理する方法

(イ) 平均残存勤務期間とする方法

(ウ) 平均残存勤務期間以内の一定の年数とする方法

これらの(ア)、(イ)及び(ウ)の費用処理年数の決定方法が合理的な理由により変更される場合には、会計方針の変更となります。この場合、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用により遡及修正を行う必要があります。

また、企業が採用している費用処理年数の決定方法の中で、その費用処理年数を変更した場合には、次の取扱いに従うことになります。なお、(ア)を採用している場合には、該当はありません。

(イ)の方法を採用している場合で、平均残存勤務期間が短縮されたときは、期首残高の費用処理年数の変更を行うため、会計事実の変更に伴う会計上の見積りの変更となります。

(ウ)の方法を採用している場合には、特に留意が必要です。これについては、2010年2月に「退職給付会計における未認識数理計算上の差異等の費用処理方法等の変更について」(業務本部審理ニュース[No.6])が日本公認会計士協会から公表されており、厳格な対応が求められることとなります。(ウ)の方法を採用している場合には、変更を行う理由により、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更となります。例えば、リストラクチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合には、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となります。一方、これ以外の合理的な理由により変更する場合には会計方針の変更となります。数理計算上の差異又は過去勤務費用ごとにいったん選択した費用処理年数を每期継続しないと、会計年度間で異なる方法により利益が算出される結果、期間比較可能性が確保されないこととなるため、いったん採用した費用処理年数は正当な理由により変更する場合を除き、各期間を通じて継続して適用しなければならず、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできません。したがって、例えば、退職給付費用を計算する前提となっている基礎率が長期国債等の利回りの低下から引き下げられなければならない状況下にあっても、当該基礎率等の変更は、直ちに数理計算上の差異の費用処理年数を短縮又は延長するための正当な理由とはならず、単なる経済環境の変化のみを理由とする費用処理年数の変更

は直ちに正当な理由とはならないとの考え方が示されており、年金資産の運用実績の低迷を理由とする変更も同様に認められないと解されています。

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 杉江俊志
text : shunshi sugie